

大市総第37号
令和4年8月26日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第149号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月26日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和4年9月5日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第58号議案	大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（1）	
第59号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。））……………	（5）
第60号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市野岳湖公園）	（6）
第61号議案	市道路線の廃止について……………	（7）
第62号議案	市道路線の認定について……………	（8）
報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	（9）
報告第10号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	（11）
報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	（13）
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	（15）
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	（17）
第63号議案	令和4年度大村市一般会計補正予算（第4号）	
第64号議案	令和4年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）	
第65号議案	令和4年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
第66号議案	令和4年度大村市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	
第67号議案	令和3年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について	
第68号議案	令和3年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について	
第69号議案	令和3年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
第70号議案	令和3年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
第71号議案	令和3年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
第72号議案	令和3年度大村市病院事業の資本剰余金処分の議決及び決算の認定について	

- 第73号議案 令和3年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第74号議案 令和3年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第75号議案 令和3年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第76号議案 令和3年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第77号議案 令和3年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 報告第14号 令和3年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第58号議案

大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第2号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とさ

れた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する配偶者育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、

又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、「、当該育児休業に係る子について」を削り、「任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

国家公務員の育児休業等に関する国の取組状況に鑑み、職員の育児休業制度を拡充するため、この条例案を提出するものである。

第59号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
- 2 指定管理者 SINCO・NBC-SOCIA JV
代表者 大村市東三城町6番地1
株式会社シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史

第60号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市野岳湖公園
- 2 指定管理者 SINCO・NBC-SOCIA JV
代表者 大村市東三城町6番地1
株式会社シンコー
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月5日提出

大村市長 園 田 裕 史

第61号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1028	溝陸田久保線	溝陸町	陰平町	
2128	蔦川内古松線	西部町	大里町	

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史

第62号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
20226	富の原二丁目22号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20227	富の原二丁目23号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
20228	富の原二丁目24号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
30157	竹松町鬼橋町線	竹松町	鬼橋町	
60083	溝陸田久保線	溝陸町	陰平町	
60084	蔦川内古松線	西部町	大里町	

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史

報告第9号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史



専 決 処 分 書

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。



令和4年8月12日

大村市長 園 田 裕 史

専決第9号

損害賠償の額	25,190円
損害賠償の相手方	 

専決第10号

損害賠償の額	35,750円
損害賠償の相手方	 

報告第10号

専決処分の報告について

市有地の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史


専決第11号

専 決 処 分 書

市有地の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月16日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 99,583円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |



報告第11号

専決処分の報告について

大村市環境センターにおける自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史


専決第12号

専 決 処 分 書

大村市環境センターにおける自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月16日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 104,180円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |



報告第12号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史


専決第13号

専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月22日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 41,800円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |



報告第13号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年9月5日提出

大村市長 園田裕史


専決第14号

専 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月22日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 194,714円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |

